

2010年9月5日 東日本区1998～2011 ヒストリアン 吉田 明弘

区理事の呼称変更の検討について

2010年7月11日、東京・四谷・日本YMCA同盟で行われた東日本区役員会（議長：松田俊彦区理事）の審議で、区理事の呼称変更の検討を行わないことが、決定しました。

提案から、足かけ理事3代にわたり、西日本区を交えての検討となったこの問題は、将来、なんらかの形で再び提起される可能性があります。そのときのために、検討の過程を整理して記録として残します。

大筋の経過

今回は、次のような経過をたどりしました。

区理事の名称の変更が、区役員会（議長：清水弘一区理事）に提案された。区役員会では結論を出さず、東西両区で検討することにした。

東西理事連絡会議において、両区から委員を出して検討することにした。

東日本区は、組織検討委員会（小山正直委員長）の推薦を受けて、組織検討委員会委員3人を委員に指名した。

両区3人ずつの委員による委員会を開催し、呼称の変更の必要のないことを確認した。

委員会の結論 議事録 が、区役員会（議長：原俊彦区理事）に報告された。

年度の替った区役員会 議長：松田俊彦区理事 において、前回の報告を承認した。

そもそもの提案内容

2009年4月12日の区役員会（議長：清水弘一区理事）に、北海道部・中田千鶴部長から、「区理事の呼称を理事長と変更する」提案が出

されました。

理由は、国際憲法の「Regional Director」を日本では理事と訳しているが、団体のトップを理事とする団体はない、さまざまなイベントを行う際、他団体、企業、官庁との折衝などの際に不都合であるということでありました。

その席で賛否両論、新たな呼称の提案もありました。

理事の呼称の変更は、東西両日本区で整合する必要があるため、清水議長が、東西理事連絡会議の議題として西日本区と協議をすることを提案し、全員異議なしとなりました。

実は、同様の趣旨の提案が、2005年11月13日の区役員会（議長：浅見隆夫区理事）にも、富士山部・井田伸太郎部長（御殿場）から出ました。この時は、組織検討委員会（浅見隆夫委員長）に検討を委ね、同委員会は変更の必要なし、との結論を出し、常任役員会の協議を経て、区役員会で否決されていました。

呼称変更に必要な手続

話が横道にそれますが、理事の呼称変更には手続が必要です（これは、文献委員会などによる確認が必要でしょう）。

Regional Director の訳語の変更だけであれば、国際協会の承認は不要でしょう。たとえば、適当であるか、どうかは別として、理事を「区長」とする場合などです。しかし、区にとっては重要な変更ですから、区役員会の承認だけではなく、定款変更として、年次代議員会を含む連続2回の代議員会の承認が必要でしょう。

仮に「理事長」とする場合は、理事会を構成することになり、定款の変更を要しますから、

定款変更に伴う上記の区内の手續を含む、国際協会の承認が必要となります。

西日本区との協議結果

2009年4月26日に開催された2008-2009年度の東西理事懇談会において「理事・部長の呼称検討委員会」の設置を決めました。

年度が変わり、原俊彦・東日本区理事と鈴木誠也・西日本区理事の間で、両区から3人ずつの委員を出して検討を進めることになりました。

東日本区は、組織検討委員会（小山正直委員長）に人選を委任し、同委員会は、浅見隆夫委員（東京グリーン）、清水弘一委員（仙台青葉城）、吉田明弘委員（東京西）に決めました。

西日本区からは、佐藤典子直前区理事、柴田善朗・森本榮三元区理事が委員に選出され、東西合同検討委員会が2010年4月23日、東京・四谷・日本YMCA同盟で行われました。この日は、横浜国際大会準備委員会があり、委員が全員揃い、原俊彦・鈴木誠也東西区理事も出席しました。

ここで、経緯の説明の後、委員間の意見交換がありました。

理事という名称は、一般社会通念上、ワイズメンズクラブの組織代表者として地位が分かりづらい面があり、過去2回ほど区役員会で取り上げられた、という東日本区に対して、西日本区では、これまでにこのような問題提起はないという認識でした。協議の結果、次の点で一致しました。

1. 東西日本区は、現両区定款の下では理事名（部長名も含む）の変更はしないことを確認する。その理由として

東西日本区では、理事が最高責任者であることが周知・徹底されている。

対外的には、代表（者）という名前を付ける等の配慮で十分対応できる。

2. 将来、東西日本区において法人格取得の問題が発生したときは、改めてその時点で理事名称等も検討する。

3. 上記の件については、委員会の結論として両区理事に答申する。

その後の経緯は、前述のとおりです。

2009年4月の区役員会には、「部長の名称をディストリクトガバナー（District Governor）とする議案も同時に中田千鶴・北海道部長（当時）から提出されていましたが、これも理事の名称変更と同じ扱いとすることになりました。

なぜ「Director」、なぜ「理事」か

なぜ、国際憲法で「Regional Director」、区定款では「区理事」となっているのでしょうか。

1974年発効の現行国際憲法の草案づくりに参画し、それに伴う日本区定款改定を起草された奈良信さん（東京山手）に話をうかがいました。内容は次のとおりでした。

旧国際憲法時代にも、区のトップにあたる人を日本区では「理事」と呼んでいました。この「理事」には、区の代表者である「区理事」としての役割と、国際協会からみると、その区を指導し、世話をすると同時に、国際の決定にも参加するという役割も持ち、「International Director（国際理事）」と呼ばれ、国際から指名される形でした。

1974年の国際憲法によって、International Directorの職務は、「International Council Member（国際議員）」と、区の代表者である「Regional Director」に分かれたのです。

定款の改正前とは役割が変わった「Regional Director」を韓国区は、「総裁」としました。日本区は、そのことを承知の上で、ワイズメンズクラブでは個々のクラブが主体であり、その長はあくまで世話役であるという考えから、「理事」という呼称を引き継いで用いることにしたそうです。当時、理事経験者、理事予定者に相談したところ、皆、この考えに賛成で、「偉そうな呼称はいやだ」という意見だったそうです。

2006年に提案のあったときに諮った東日本区組織検討委員会でも理事経験者全員が、現状の名称のままで良いと発言されました。

今回の提案をめぐる意見

今回の件は、結論は出たわけですが、今回の提案に関連して、出された意見をご参考までに紹介します。記述する順番には、意図はありません。

- 「対外的な広報活動面において、例えばテレビのテロップで「理事」が紹介されても、一般の人には分かりにくい面もあるので、「代表」という名前を付けてもらうなどの配慮が必要ではないか。」
- 「提案者の理由は、良く理解できる。」
- 「各区の理事は、地域 (Area) 議会の議員を兼ねているので、地域議会を地域理事会と呼んでもおかしくない。ただしこの議会 (理事会) の議長は、地域選出国際議員の中から選ばれる地域会長である (理事の互選ではない) ので、理事の立場は平等、理事長というのは存在しない。」
- 「ワイズの世界ではこう呼ぶのだと外の人には説明すればすむと思う。」
- 「理事はトップリーダーだというのも区の中しか見ない言い方であって、ワイズはあくまで各クラブが国際に加盟して成り立っているものであり、区は国際と各クラブとの取次ぎ・取りまとめのための存在であり、理事はその責任者 (いわば中間管理職) という立場である。」
- 「論理的に首尾一貫した表現ということなら、ワイズの組織の各段階のトップを、President (会長) とすればいいが、Regional President (区会長) や District President 部会長 とするのは、その言葉を母国語とする人にはどう感じるか。」
- 「ワイズが発展して行く中で、組織を地域ごとに分けなくてはならなくなった時に、ネイティブが自然に用いた用語として、Regional Director, District Governor が用いられたのであろう。国際で、その表現が問題になったことはないと思う。むしろ問題にもならないほど自然であると言うべき。」

- 「理事 (Director) という用語は、理事会 (Board of Directors) を前提とした用語で、この場合、理事長は Chairperson of the Board of Directors あるいは Head Director などと表現される。そして理事会は、意志 (方策) 決定機関であって実務機関ではない。区の役員会は決定機関でもあるが本来的には実務機関と理解するべきで、区役員を「理事」と呼称することはふさわしくないと考える。事業主任や事業委員長は YMCA でいえば主事であり、「区理事」は総主事であるとともに、監事とともに理事長 (理事会) の役割を兼ねているものといえるのではないだろうか。」
- 「野球の監督やオーケストラの指揮者のことも英語では Director だから、組織の長であることを立派に表現しているわけで、「区理事」でも一向に差し支えないように思う。」
- 「どうしても「理事」では軽いというなら、いっそ (東日本区) CEO (Chief Executive Officer) という名称にしては。そのほうが「理事長」というよりも実態に沿っていると思う。CEO という呼称は、最近はビジネスの世界ではかなり定着してきていて、「日本語」になっていると言える。」
- 「CEO という言葉が、英語ということであれば、国際憲法の Director という文言との関係が問題になるのでは。」
- 「多少の問題はあるとしても、これまで疑問もなく踏襲してきたこと。仮に、理事長と呼称を変更した場合、これまで「理事」と記録した過去の記録をすべて「理事長」と書き換え (読み換え) することになる。それほどまでして、変更する必要があるだろうか。」

Historian's View

本件についての検討委員を務めさせていただき、答申をした立場です。意見は差し控えます。